

業債第13号
平成28年4月18日

代理店引受金融機関本部
供託用振替口座簿設置部署 御中
代 理 店

日本銀行業務局

供託振替国債の税務関係事務（地方税の取扱い）における
注意事項について

本年1月1日に債券税制の見直しにかかる関係法令が施行され、振込国債の供託に関する事務につきましても、一部変更を行ったところです。

変更後の供託事務は、「供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）」（平成27年9月11日付業庫第74号別紙1）に従い行って頂くほか、供託振替国債の税務関係事務は、税法その他の関係法令に従い、自行庫・自社で定める方法により行って頂いています。

こうした中、今般の税制改正に伴い、国債の元利金について、法人は地方税の特別徴収の対象外とされました¹が、一部に誤って地方税を徴収するといった事例がみられました。この場合、地方税の誤徴収という税務上の問題に加え、代理店事務の面でも、供託所における供託金の受入金額を誤ることとなります。

つきましては、代理店引受金融機関におかれましては、今般の税制改正の内容を改めてご確認頂くとともに、特に供託者が法人である供託振替国債の元利金の支払いにあたり、地方税の徴収を行うことのないよう、ご注意頂きますようお願いいたします。

¹ 特定公社債（国債は全て含まれます。）にかかる地方税の扱いが利子割から配当割に変更されたことにより、法人は地方税の特別徴収の対象外となっています。

- なお、供託者が法人であるケースにおいて、当該法人の代表者等が保有する個人向け国債が供託されることがありますが、この場合も、地方税の徴収は不要です（供託振替国債は、実質所得者である供託者の課税属性に従って税務関係事務を行うこととされています。）。
- 供託振替国債にかかる地方税の徴収要否は、供託受入時に、供託者の口座管理機関から国債振替決済受入済通知²の記事欄により通知されます。また、平成27年12月21日より前に受入れた供託振替国債についてはこうした通知がありませんので、代理店において、供託者の口座管理機関に確認する等の対応³が必要となります。

<本件に関する照会先>

業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111（代表）

田中（内線 6103）、本間（内線 6060）

以 上

² 供託受入時に、代理店引受金融機関内に設置された日銀ネット端末により受信します。

³ 「債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に伴う既存の供託振替国債にかかる準備作業について」（平成27年11月13日付業債第31号）ご参照。